

欧州知財の実務と動向(3・完)

欧州特許庁における異議申立

Global IP Europe 欧州特許弁理士・日本弁理士 稲積 朋子

第1回では、EPC第99条(1)「欧州特許の特許査定公開から9ヶ月以内に、何人も欧州特許庁において異議申立をすることができる」について解説した。第2回では、EPC第99条(2)（異議申立の効力）、同条(3)（手続の当事者）、同条(4)（正当な権利者による特許権者の置換）及びEPC第100条（異議申立理由）について解説した。最終回の本稿では、EPC第105条（参加）について解説し、異議申立手続中の補正及び異議申立のアップールについて簡単に触れる。

EPC第105条（参加）

EPC第105条(1)は、異議申立期間終了後であっても、第3者が異議申立続に一定の条件を満たせば参加可能である旨を規定する。一定の条件は次のとおりである。

- (a) 前記第3者に対し、同じ特許に関する訴訟手続が開始されたことを証明すること、または
- (b) 侵害行為の停止を特許権者が求め、その後に前記第3者が特許を侵害していない判決を求める訴訟手続を開始したことを証明すること。

参加のための時期的要件は、(a)または(b)で述べられている訴訟手続の開始から3ヶ月以内である（EPC規則89(1)）。

異議申立手続に参加した者は、書面による異議申立理由を提出し、異議申立てのための庁費用を支払わなければならない（EPC第105条(2)）。

異議申立手続のアップール段階で第3者が参加する場合、この第3者はアップールのための庁費用は支払わなくてもいいものの、異議申立ての庁費用は支払わなければならない（G3/04）。

参加人も、異議申立手続の当事者となる（EPC第105条(2)）。これは、アップール段階で参加した場合も同様である（G3/04）。

仮に異議申立人全てが異議申立を取り下げた場合でも、参加人は独立して異議申立手続を続行することができる。同様に、全ての審判請求人がアップールを取り下げた場合でも、アップールを自ら請求した参加人は、アップール手続を自ら独立して続行することができる（G3/04）。

仮に参加が、第一審の書面による決定が発行された後、アップール請求期限の2ヶ月以内になされたものの、まだアップールが異議申立人・特許権者のいずれからも請求されていない場合、参加の請求は受け付けられない。

仮に参加が、第一審の口頭による決定後、書面による決定発行前になされた場合、参加はアップール段階で提出されたものとみなされ、アップールが請求された場合には参加は有効とみなされる（G4/91）。

前述したように、異議申立がアップール段階にある場合でも参加は可能である。この場合、参加人は、アップールの請求人ではないものの、アップールの当事者として参加することができる。ただし、アップール段階から参加した参加人は、アップールの請求人ではないため、全てのアップール請求人がアップールを取り下げた場合、自ら独自にアップール手続を続行することはできない。